

920MHz帯RFID 無線局申請ガイドライン ～ver. 3.1～

(一社)日本自動認識システム協会
令和8年3月

本資料の内容は特に表記なき場合、2026年3月1日現在とする。

1. 免許申請を怠った場合	3
2. パッシブタイプRFID 無線局種別	4
3. 920MHz帯RFID無線局の選定目安(参考)	5
4. 920MHz帯RFID無線局の種類と申請	6
5. 無線局の免許状等のデジタル化等について	8
6. 申請フローと必要書類	
免許局	1 2
登録局	1 3
7. 構内無線局から陸上移動局への変更	
免許局	1 4
登録局	1 5
8. 各地の総合通信局の管轄地域と書類送付先	1 7
9. 書類記載例と注意事項	
記載例の前提	1 8
免許局	1 9
登録局	3 4
10. 無線従事者制度、主任無線従事者制度	4 6
11. その他注意事項	4 8
Q&A	4 9
参考資料	5 3

920MHz帯RFID無線局は個人、法人及び任意団体のいずれでも申請可能です。実際にRFIDを使用する法人・団体・個人が電波を出す前に必ず免許および登録の申請をしてください。

メーカーが免許および登録を取得し、免許および登録ごとにリーダを販売して、エンドユーザに使用させることはできません。

学校で使用する場合は、公立学校であれば都道府県名または市町村名、私立学校であれば学校法人名での免許および登録となりますので、学校長での申請はできません。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/rfid-cr.touroku.html>

北陸総合通信局 RFID用陸上移動局（登録）の申請について 等に基づき作成

レンタルについては[本書P. 48](#)参照

免許を受けないで電波を発射すると、電波法第4条違反となり「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられる場合があります。

また、携帯電話などの電気通信事業、警察、消防、放送など公共性の高い無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した場合は「5年以下の懲役または250万円以下の罰金」と非常に重い罪に問われることがあります。

原則として、無線局免許を受けていない場合、電波発射の有無にかかわらず電波を出せる状態となっていれば、電波法第4条違反になり不法無線局の開設罪にあたります。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/FAQ.htm>

北海道総合通信局 電波利用環境FAQ（よくある質問） から引用

ISO/IEC 18000シリーズ	周波数	日本の電波法関連規則
18000-2	135kHz未満	<ul style="list-style-type: none"> 誘導式通信設備
18000-3	13.56MHz	<ul style="list-style-type: none"> 誘導式読み書き通信設備
18000-4	2.45GHz	<ul style="list-style-type: none"> 構内無線局（要申請） 特定小電力無線局（申請不要）
18000-6	860～930MHz （日本では916.7～923.5MHz）	<ul style="list-style-type: none"> 構内無線局（要申請）※1 陸上移動局（要申請）※1 特定小電力無線局（申請不要）

日本では、950MHz帯のRFID無線局は2018年3月31日をもって使用できなくなりました。使用すると電波法違反となります。

※1：申請方法は後述します。

無線局	陸上移動局		構内無線局		特定小電力無線局
	免許	登録	免許	登録	
免許制度	免許	登録	免許	登録	なし
ユーザ申請	必要				不要
ユーザ資格	必要※2	不要			
長距離読取	○	○	○	○	△
大量一括読取	○	△	○	△	△
リアルタイム性 高速読取	○	△	○	△	△
使用場所	陸上：公道も可 海上：不可※3 上空：不可		陸上：構内(住所あるところ)のみ可 海上：不可 上空：不可		制限なし
複数の機器を 1局として申請	×		○※4		不要
機器レンタル	×	○(要届出)	×	○(要届出)	○

※2：[第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有した人を主任無線従事者もしくは無線従事者として選任し、無線従事者選任届を提出する必要があります。](#)

※3：港則法(昭和23年法律第174号)第2条で定める港の区域内は使用可(港湾内を中心とした限定エリア)。航行中の船舶で使用することはできません。

※4：[P. 25のシステム構成図](#)を参照してください。

○：適正 △：要確認
×：使用不可

無線局	陸上移動局		構内無線局		特定小電力無線局
免許制度	免許	登録	免許	登録	なし
LBT※5	なし	あり	なし	あり	あり
最大出力	1W以下				250mW以下
機器認証	技術基準適合証明 又は 工事設計認証				
開設時 申請および届出	利用前に 免許申請 および 無線従事者 選任届※2 →許可されて から利用	事前に登録申請 →登録後、利用 開始から15日以 内に開設届提出	利用前に 免許申請 →許可されて から利用	事前に登録申請 →登録後、利用 開始から15日以 内に開設届提出	不要
使用場所 変更時届出	不要※6		変更後 速やかに		不要
有効期限	4年をこえて5年以内の5月31日		期限を指定しなければ5年間		特になし

※2：[第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有した人を主任無線従事者もしくは無線従事者として選任し、無線従事者選任届を提出する必要があります。](#)

※5：LBTはListen Before Talkの略でキャリアセンスとも呼ばれ、リーダーが電波を出す前に、その周波数帯（チャンネル）を他のリーダーが使っていないかを確認してから電波を出す方式です。

※6：免許人・登録人が引っ越し等で常置場所からなくなった場合は変更申請(届)もしくは廃止届が必要です。

導入するRFIDの無線設備がどの制度の対象設備に該当するかは以下のURLのwebサイトにて技術基準適合表示番号等を入力することで確認可能です。

<https://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

免許申請の場合、免許制度の対象設備であることが必須で、登録制度の対象設備は免許申請できません。逆に包括登録申請の場合、登録制度の対象設備であることが必須で、免許制度の対象設備は登録申請できません。

免許制度の対象設備は上記検索結果の特定無線設備の種別が「第2条第6号に規定する特定無線設備」と表示されます。登録制度の対象設備は上記検索結果の特定無線設備の種別が「第2条第6号の2に規定する特定無線設備」と表示されます。

無線設備	免許制度の対象設備	登録制度の対象設備	申請不要の設備
免許申請	○	×	不要
登録申請	×	○	
特定無線設備 の種別 (上記URLのwebサイト検索結果)	第2条第6号に規定する特定無線設備	第2条第6号の2に規定する特定無線設備	第2条第8号に規定する特定無線設備

5. 無線局の免許状等のデジタル化等について

本項については総務省総合通信基盤局「無線局の免許状等のデジタル化等について（概要）令和7年11月」に基づき作成

【背景・目的】

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。改正法に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、無線局の免許状等を全てデジタル化するとともに、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入します。

施行日：令和7年（2025年）10月1日

主な変更点 詳細は<https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/diglic/index.htm>参照

・無線局の「紙の免許状」等を廃止

※交付済みの紙の免許状は免許事項証明書とみなされ、そのまま使用可能。

・電子申請したものは、その免許記録等（免許等の内容）をインターネットで閲覧可能

・交付済みの紙の免許状等はそのまま使用可能なため、通常は手続き不要であるが、閲覧請求（電子申請等のみ）することでインターネットで閲覧可能

※閲覧請求（手数料無し）は免許記録を閲覧する毎に行うものではなく、一度請求すれば継続的に閲覧に供されるが、免許記録等が閲覧可能な状態でも、免許記録等の内容が変更される変更申請等を書面申請等で行った場合、閲覧するには再度、閲覧請求が必要。

・電子申請の場合でも今までの免許状のように紙の免許事項証明書等（免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の交付を請求可能（手数料あり）

・書面申請の場合は免許事項証明書等の交付請求が必須

※書面での申請の場合、従前は免許状等が交付されていたが、今後は免許事項証明書等（免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の交付に変わる。その送付に要する費用を郵便切手又は証票により納める必要がある。

【用語】

免許記録等 (電子免許状等)	デジタル化した免許状等。「総務省電波利用電子申請」サイト https://www.denpa.soumu.go.jp/index.html で閲覧可能
免許事項証明書等	免許記録等に記録されている事項を証明した書面（紙）
免許記録等の閲覧請求	交付済みの紙の免許状等および免許事項証明書等をインターネットで 閲覧可能にするために必要な手続
免許事項証明書等の 交付請求	免許事項証明書等を請求する手続。書面でも電子でも請求可能（手数料あり）。（補足）交付済みの紙の免許状等は免許事項証明書等とみなされるため、手続（閲覧請求・交付請求）しなくても従前どおり無線局の運用可能（免許記録等との変更がない場合）

【免許記録等及び免許事項証明書等に係る手続等】

種類	手続き	閲覧方法	免許等を証明するもの
電子申請	「総務省電波利用電子申請」サイト https://www.denpa.soumu.go.jp/index.html	同左	免許記録等
書面申請	紙（申請書類）による申請 本書9項参照	送付された免許事項証明書（適切に保管）	免許事項証明書等 （免許記録等に記録されている事項を証明した書面）
既存の免許状	不要	原本（適切に保管）	原本（免許事項証明書等とみなす）

【備付方法】

無線局を運用する場合は、電波法第52条から第55条までの規定等により免許記録及び登録記録に記録されているところによらなければならないこと、免許等を受けていることを第三者に示す必要があること等から、電波法第60条の規定により免許記録等を備付け・掲示する必要がある。

・ 免許記録等は下記4つのいずれかで備付可能。

(ア) 免許記録等の閲覧

(イ) 電磁的記録による免許記録等の写し

(ウ) 書面による免許記録等の写し

(エ) 免許事項証明書等

(ア)：免許記録、登録記録、許可記録の閲覧をいう。免許記録等を表示する電子計算機その他の機器は、無線局に備え付けなければならない。電子計算機その他の機器を、都度、無線局等の設置場所等に持ち込むこと等による対応はできない。

なお、免許記録等は必要に応じて直ちに表示させなければならないため、インターネット回線、総務省電波利用電子申請、免許人等の電子計算機その他の機器の障害等に対応するため、総務省電波利用電子申請により免許記録等の写しをダウンロード又は印刷しておくことを推奨している。また、免許事項証明書等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければならない。

(イ)：(ア)と同じ。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限る。

(ウ)：(ア)と同じ。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限る（「写し」の透かしが入る。）。

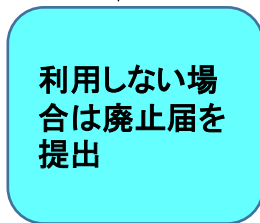
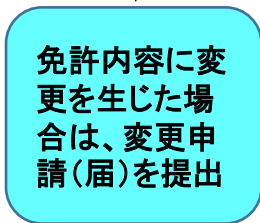
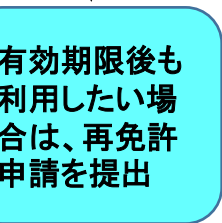
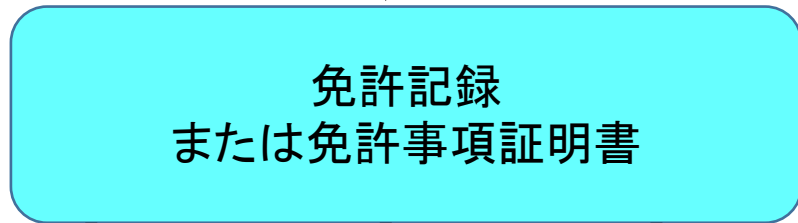
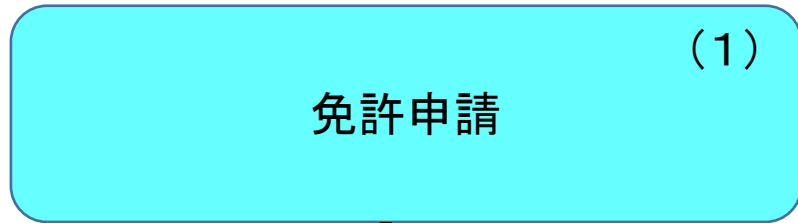
A4サイズの紙にA4サイズで印刷すること

(エ)：総務省が交付する、免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書をいう。写しは対応不可。

- ・ 既存の免許状等は、施行日以降もそのまま備付け・掲示可能（閲覧請求不要）。
- ・ スキャナ保存は廃止になりますが、経過措置として、施行日より前にスキャンした写しを備え付けている無線局等は、施行日から5年は対応可能。
- ・ 免許等がその効力を失ったとき又は免許記録等が変更されたときは、その免許記録等の写し又は免許事項証明書等を、破棄するか又は効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

備付方法	内容	備付条件	備付場所	対象・備考
(ア) 免許記録等の閲覧	電子申請サイトで免許記録を表示	映像面（電子計算機その他の機器の映像面）に必要な応じて直ちに表示 免許記録等を表示する電子計算機その他の機器は、無線局に備え付けなければならない 【補足】A6サイズ以上で免許記録等の全体を表示し、A4サイズまで拡大表示可能なこと	【陸上移動局免許局】 ・送信装置のある場所（当該送信装置を用いて当該無線局を運用し、又は運用しようとするときに限る。） ・無線設備の常置場所	掲示必須局では常時表示不可のため不向き 免許記録等の写しをダウンロード・印刷し、当該免許記録等の写しを備付け推奨（（イ）、（ウ））
(イ) 電磁的記録による免許記録等の写し	ダウンロードした電子データ表示	同上 「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限る	【構内無線局免許局】 ・無線設備の常置場所	電波利用電子申請から取得
(ウ) 書面による免許記録等の写し	印刷した免許記録	A4サイズの紙にA4サイズで印刷し、記載事項が容易に判読できる状態で主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示 「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限る	【登録局】 ・登録人の住所	掲示義務局で一般的
(エ) 免許事項証明書等	交付された証明書を備付	原本（写しは不可）をそのまま無線局に備え付ける		必要時のみ取得 （書面申請の場合は必須）

6. 申請フローと必要書類（免許局）



電子申請については下記URLをご覧ください
<https://www.denpa.soumu.go.jp/index.html>

電波利用料については下記URLをご覧ください
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/money.htm>

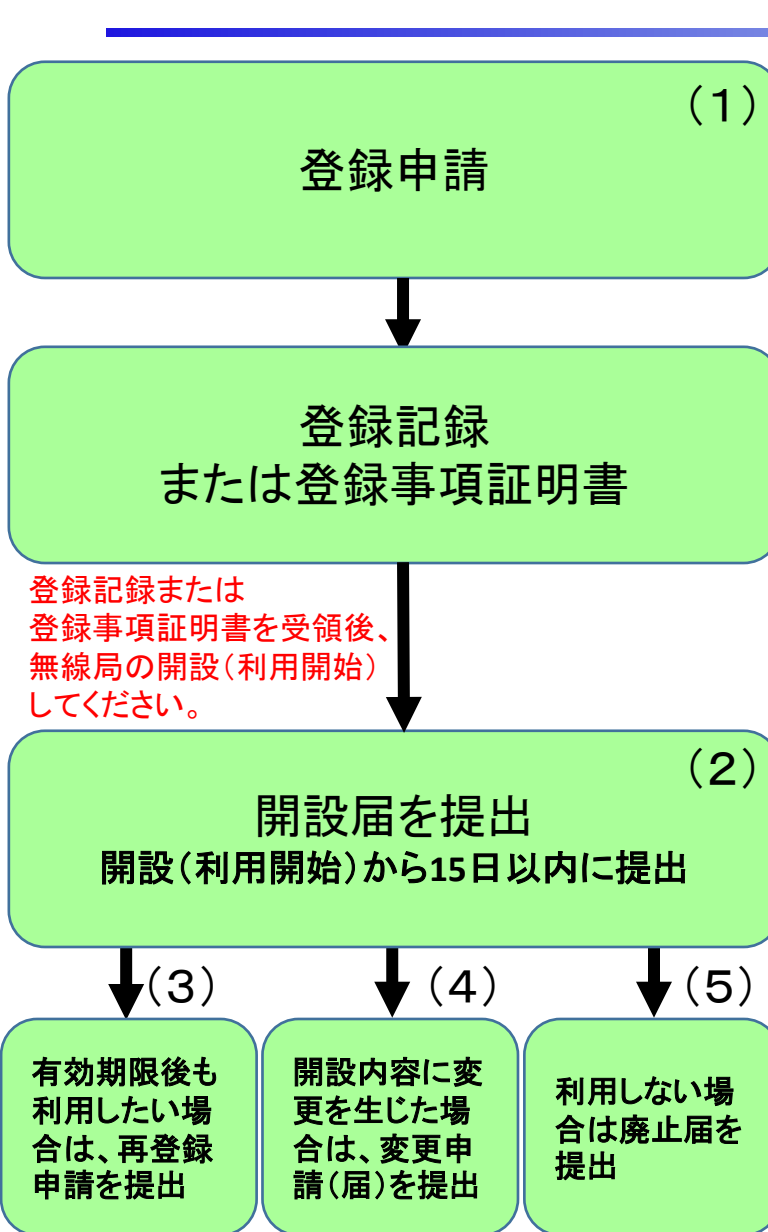
有効期間満了6~3ヶ月前（電子申請の場合は1ヶ月前）までに提出が必要（通知なし）

	費用	必要書類※7	申請場所
(1)	3,930円/1局※8 (電子申請 2,100円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・免許申請書① ・事項書及び工事設計書② ・【陸のみ】無線従者選任届③ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局
書類ダウンロード先 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/rfid_menkyo.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)			
	電波利用料(年間) 300円/1局	請求書	請求書記載の方法で支払
(2)	1,880円/1局※8 (電子申請 1,050円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・再免許申請書⑨ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(委任状⑥) 	免許記録または免許事項証明書に記載の総合通信局
(3)	480円※8	<ul style="list-style-type: none"> ・無線局変更申請(届)書⑦ ・変更時事項書及び工事設計書⑧ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) ◎陸上移動局:一時的な移動の場合は不要(常置場所が変更の場合は、必要)	
(4)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・免許局廃止届⑩ ・(委任状⑥) 	

※7: 括弧書きの書類は必要に応じて準備する
 ※8: 免許事項証明書等交付請求手数料(480円)含む
 ※9: 免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。(+440円)
 ※10: 電子申請の場合は不要

6. 申請フローと必要書類（登録局）

[目次へ](#)



	費用	必要書類※7	申請場所
(1)	3,330円※8 (電子申請 1,950円)※9	・包括登録申請書⑪ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(委任状⑥)	本店(登記上)がある 地域を管轄している 総合通信局
書類ダウンロード先 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/rfid_houkatsutouroku.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)			
(2)	不要	・開設届⑫ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥)	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料(年間) 290円/1局	請求書	請求書記載の方法で支払
(3)	2,130円※8 (電子申請 1,050円)※9	・包括再登録申請書⑭ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(委任状⑥)	登録記録または登録事項証明書に記載の総合通信局
(4)	不要	・開設局変更届⑬ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) ◎陸上移動局:機器の移動の場合は不要	変更前の常置場所の地域を管轄している総合通信局
(5)	不要	・包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥)	全局:登録記録または登録事項証明書に記載の総合通信局 各局:常置場所の地域を管轄している総合通信局

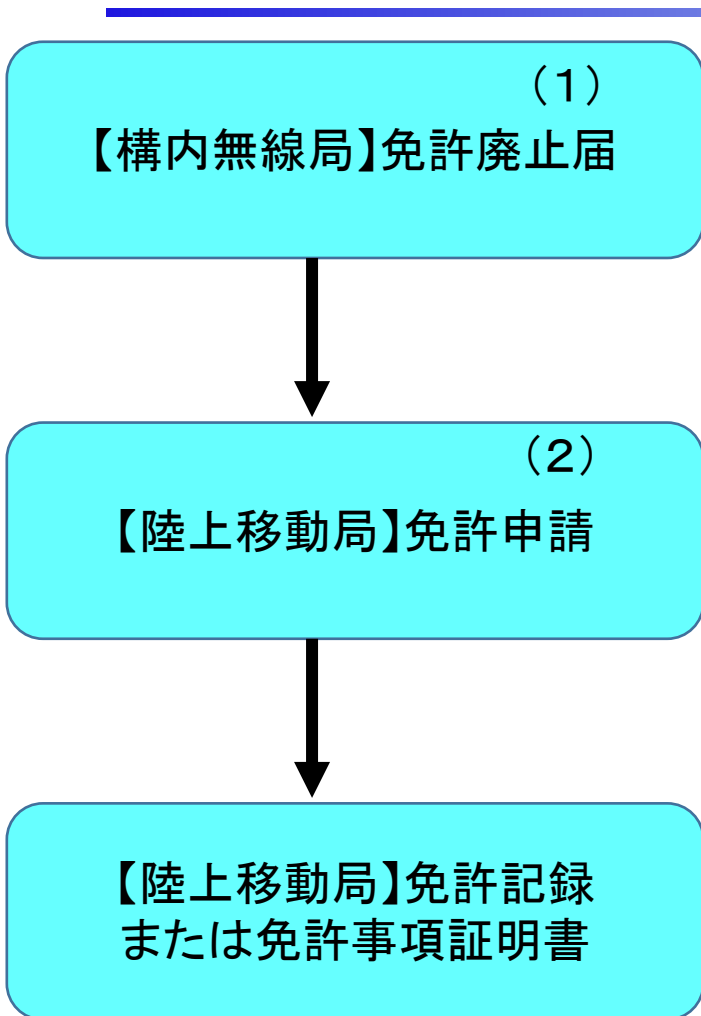
有効期間満了3~1ヶ月前までに提出が必要(通知なし)

※7: 括弧書きの書類は必要に応じて準備する

※8: 免許事項証明書等交付請求手数料(480円)含む

※9: 免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。(+440円)

※10: 電子申請の場合は不要



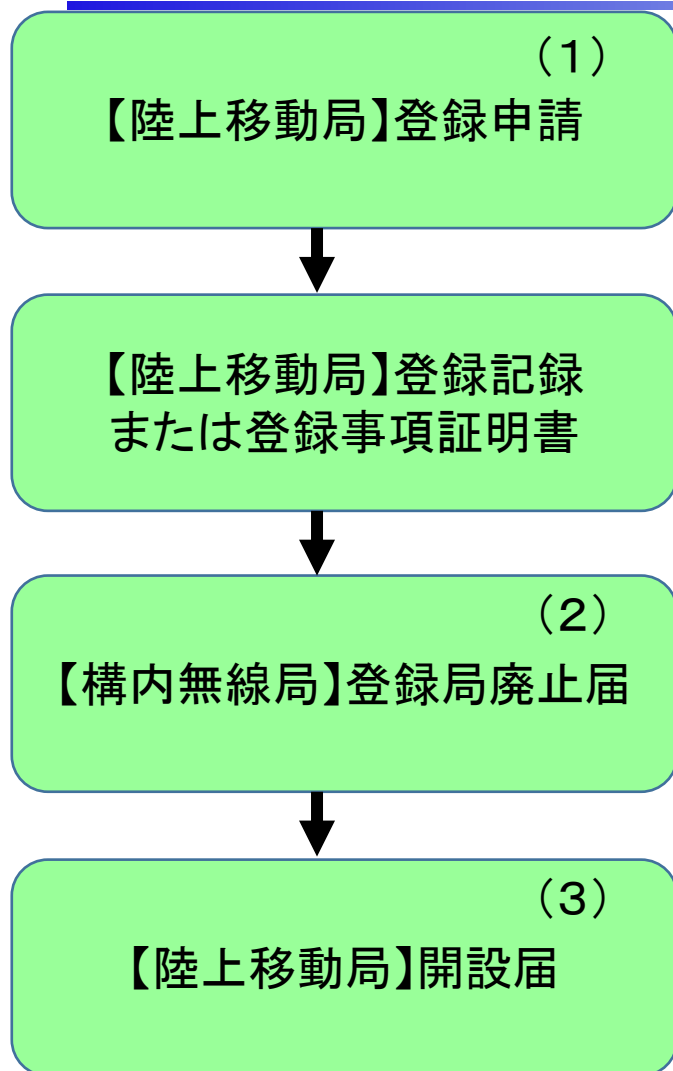
	費用	必要書類※7	申請場所
(1)	不要	・【構】免許局廃止届⑩	免許記録または免許事項証明書に記載の総合通信局
書類ダウンロード先 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/rfid_menkyo.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。（電波利用料は少なくとも3年ごと）			
(2)	3,930円／1局※8 （電子申請 2,100円）※9	・【陸】免許申請書① ・【陸】事項書及び工事設計書② ・【陸】無線従者選任届③ ・【陸】免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・（委任状⑥）	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料（年間） 300円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払

※7：括弧書きの書類は必要に応じて準備する
 ※8：免許事項証明書等交付請求手数料（480円）含む
 ※9：免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。（+440円）
 ※10：電子申請の場合は不要

免許の空白期間をなくすため、各総合通信局によって方法が違う可能性があり、都度、相談してください。

（注）陸上移動局は複数の機器を1局として申請できません。

[P. 25のシステム構成図](#)を参照してください。



	費用	必要書類※7	申請場所
(1)	3,330円※8 (電子申請 1,950円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・【陸】包括登録申請書⑪ ・免許事項証明書等返信用封筒④※10 ・(委任状⑥) 	本店(登記上)がある地域を管轄している総合通信局
書類ダウンロード先 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/rfid_houkatsutouroku.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)			
(2)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●全局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥) 	本店(登記上)がある地域を管轄している総合通信局
		<ul style="list-style-type: none"> ●各局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局
(3)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・【陸】開設届⑫ ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料 (年間) 290円/1局	請求書	請求書記載の方法で支払

※7：括弧書きの書類は必要に応じて準備する
 ※8：免許事項証明書等交付請求手数料（480円）含む
 ※9：免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。（+440円）
 ※10：電子申請の場合は不要

登録の空白期間をなくすため、各総合通信局によって方法が違う可能性があり、都度、相談してください。

(注)陸上移動局は複数の機器を1局として申請できません。

[P. 25のシステム構成図](#)を参照してください。

以降のページは書面による申請の説明です。

電子申請する場合は総務省の下記webサイト
電波利用電子申請 ご利用ガイド

<https://www.denpa.soumu.go.jp/guide/index.html>

をご確認ください。

8. 各総合通信局等の管轄地域と書類送付先

[目次へ](#)



管轄する地方の総合通信局	管轄地域	所在地および書類送付先
北海道総合通信局	北海道	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：011-709-2311
東北総合通信局	青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：022-221-0669
関東総合通信局	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 無線通信部 陸上第三課 電話：03-6238-1785
信越総合通信局	新潟、長野	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 無線通信部 無線通信課 電話：026-234-9988
北陸総合通信局	富山、石川、福井	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 無線通信部 無線通信課 陸上関係 電話：076-233-4482
東海総合通信局	岐阜、静岡、 愛知、三重	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 無線通信部 陸上課 電話：052-971-9623
近畿総合通信局	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 無線通信部 陸上第三課 電話：06-6942-8574
中国総合通信局	鳥取、島根、岡山、 広島、山口	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 無線通信部 陸上課 電話：082-222-3364
四国総合通信局	徳島、香川、 愛媛、高知	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4 無線通信部 無線通信課 陸上関係 電話：089-936-5066
九州総合通信局	福岡、佐賀、大分、 長崎、熊本、宮崎、 鹿児島	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 無線通信部 陸上課 電話：096-326-7865
沖縄総合通信事務所	沖縄	〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階 無線通信課 陸上担当 電話：098-865-2306

前提として記載例は下記とする。

- (一)申請者(代表取締役になる。必ず本店(登記上)住所で記載すること。)
 氏名又は名称：日本自動認識システム株式会社
 代用者氏名：代表取締役社長 ジャイサ 太郎
 〒：101-0032
 住所：東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
 電話番号：03-5825-6651
 法人番号：1010005016601
- (二)代理人(委任状にて代理人で申請可能となる。別法人の場合は代理人を代表取締役とすること。)
 ※必須ではない
 氏名又は名称：株式会社JAISA
 氏名：代表取締役社長 ジャイサ 次郎
 〒：220-0002
 住所：神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
 電話番号：■■■■-■■■■-■■■■■■
- (三)電波利用料納入告知書類送付先が本店(登記上)と異なる場合を想定
 (上記書類送付先が本店住所のみで担当部署まで届く場合は不要)
 部署名：研究開発センター 第1グループ
 〒：540-0033
 住所：大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
- (四)申請の内容に関する連絡先(書類に不備等があった場合の連絡先)
 所属：日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ
 氏名：ジャイサ 四郎
 〒：467-0803
 住所：愛知県名古屋市長区瑞穂区中山町☆丁目☆番☆号
 電話番号：□□□-□□□-□□□□
 電子メールアドレス：s-jaisa@jaisa.co.jp
- (五)無線局の常置場所
 福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号
- (六)変更後の常置場所
 北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号
- (七)代理人会社担当者
 株式会社JAISA 総務課 ジャイサ 七郎
 電話番号：***-***-***
 電子メールアドレス：g-jaisa@jaisa.co.jp

- [免許申請書①](#)
- [事項書及び工事設計書②](#)
- [無線従者選任届③](#)
- [免許事項証明書等返信用封筒④](#)
- [（システム構成図⑤）](#)
- [（委任状：代理人別法人⑥）](#)
- [無線局変更申請（届）書⑦](#)
- [変更時事項書及び工事設計書⑧](#)
- [再免許申請書⑨](#)
- [免許局廃止届⑩](#)

9. 書類記載例と注意事項

免許申請書①_1

常置場所の地域を管轄している総合通信局へ送付

無線局免許(再免許)申請書

提出日もしくは投函日を記載

令和元年6月10日

九州総合通信局長 殿

複数局をまとめて記載することが可能

収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記載

収入印紙貼付欄

申請手数料は1W以下1局3,930円分の収入印紙が必要。印紙には割印をしないこと。印紙は重ならないように少し間隔を開けて貼付。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

ここにチェック

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601

(一) 申請者について記載。本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナカブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ ----- 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

代理人が提出する場合のみ(二) 代理人について記載。委任状が必要。申請者が申請する場合は代理人不要。

9. 書類記載例と注意事項

免許申請書①_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

ここにチェック

2 電波法第5条に規定する欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない		
開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)		
相対的欠格事由	処分歴 (同条第3項) <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		

該当する方にチェック。
過去に電波法に違反した・処分された等に該当しない場合“無”にチェック。

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数	構内無線局または陸上移動局	●局
② 識別信号		
③ 免許の番号		
④ 免許の年月日		
⑤ 希望する免許の有効期間	令和 4年 6月 30日	
⑥ 備考	1W 3450円 × ●局 + 480円 × 証明書 ●通 = 合計XXXX円	

構内無線局か陸上移動局のどちらで申請するかを記載し、申請する局数を記載。

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記載

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

前納申出が無の場合は毎年電波利用料の納入が必要

電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (3 年)

2の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容を記載。複数局の場合「電力数 申請手数料 × 局数 + 証明書交付請求手数料 × 通数 = 合計金額」を記載。

送付先が本店(登記上)宛で届く場合はここにチェック

② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県-市区町村コード [_____] 〒 540-0033 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

該当する方にチェック。「有」の場合、希望する期間をチェック。

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイイチグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

(三) 納入告知書類送付先について記載。個人名は指定できない。部署名まで記載。

(四) 連絡先について記載。※日中連絡が可能な連絡先を記載。

9. 書類記載例と注意事項

事項書及び工事設計書②

1局1枚ずつ記載が必要
(例:3局なら3枚必要)

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

1 枚目		無線局事項書及び工事設計書
1	免許の番号	(局分)
2	申請	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3	無線	ここにチェック <input type="checkbox"/> 「LO」または「ML」
4	開設、継続開設又は変更を必要とする理由	【例】資産管理に利用するため
いずれかにチェック		<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6	住所	東京都千代田区岩本町1丁目9番5号 電話番号(03) 5825-6651
7	氏名又は名称及び代表者氏名	日本自動認識システム株式会社
8	希望する運用許容時間	
9	工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日 日
10	運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 月 日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日 月 日 以内にここにチェック
11	無線設備の設置場所又は常置場所	<input type="checkbox"/> 設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> 常置場所
	住所	福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号
	船舶名	フリガナ
主たる停泊港又は定置場		
12	移動範囲	基本コード [YまたはN] 付加コード []
13	無線局の目的コード	GEN <input type="checkbox"/> 従たる目的
14	通信事項コード	GEN
15	通信の相手方	免許人所属の無線設備
16	識別信号	
17	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	【例】G1D NON 916.8 918.0 919.2 920.4 MHz 1W
18	送信機	ATIS番号
		個体識別コード
		検定番号
19	空中線	適合表示無線設備の番号 製造番号
20	附属装置	空中線型式等
		高さ(m) 利得(dBi)
21	ここにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。
22	備考	新スプリアスを適用

構内無線局は「LO」
陸上移動局は「ML」

(一)申請者
について記載

【法人】法人名のみ

【団体】「団体名」+
「代表者役職名」+
「代表者氏名」

【個人】氏名

(五)無線局の
常置場所
について記載

構内無線局は「Y」
陸上移動局は「N」

この表記通り記載

使用する機器の
設計認証書または
技術基準適合証明
書を参考に記載

附属の制御装置が
ある場合は、「CO
N」を記載

9. 書類記載例と注意事項

無線従事者選任届③

複数局をまとめて記載することが可能

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

陸上移動局の免許局のみ必要。
主任無線従事者及び無線従事者の選(解)任の都度、選(解)任後における主任無線従事者及び無線従事者全員について記載して提出すること。

常置場所の地域を管轄している総合通信局へ送付

九州総合通信局長 殿

電波法施行規則第34条の4関係(特別様式)

主任無線従事者 選(解)任届
※整理番号

無線従事者

届出者

代理人

郵便番号 101-0032
住所 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
(電話番号) 03-5825-6651
氏名 日本自動認識システム株式会社
代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号(注7) 1010005016601

郵便番号 220-0002
住所 神奈川県横浜市西区南郷井沢△丁目△番△号
(電話番号) ■■■■-■■■■-■■■■
氏名 株式会社JAISA
代表取締役社長 ジャイサ 次郎

主任無線従事者 第39条
次のとおり を選(解)任したので、電波法 の
無線従事者 第51条
規定により届けます。 単独で提出する場合は必要。
免許申請時に同封する場合は不要。

無線局の種類等	無線局の種類別	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所
陸上移動局			九移第●●●●号	福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号

令和元年6月10日現在

主任(注1)	(ふりがな)氏名	資格(注2) 免許証番号(注3)	選任年月日	住所(注4)
主任	ジャイサ 五郎	1陸 ABSF00001	令和元年6月1日	東京都港区赤坂●-●-●
	ジャイサ 六郎	陸特3 ABSQ00001	令和元年6月1日	

電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載

免許証コピーの提出は不要

資格は:の右側の略称で記載可能。
第一級総合無線通信士:1総
第二級総合無線通信士:2総
第三級総合無線通信士:3総
第一級陸上無線技術士:1陸
第二級陸上無線技術士:2陸
第一級陸上特殊無線技術士:陸特1
第二級陸上特殊無線技術士:陸特2
第三級陸上特殊無線技術士:陸特3

(一)申請者について記載。
本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。
法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

代理人が提出する場合のみ
(二)代理人について記載。
委任状が必要。
申請者が申請する場合は代理人不要。

(人事で)変更が生じた日等

主任無線従事者に限り住所を記載
(勤務地ではなく、本人の住所)

免許事項証明書等返信用封筒④

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

[\(免許局必要書類一覧へ\)](#)

A4サイズが入る封筒例

- ・角形2号(240×332mm)
- ・角形20号(229×324mm)
- ・角形A4号(228×312mm)

返信用封筒分の切手を貼付
※該当郵便料金を確認

〒467-0803
愛知県名古屋市瑞穂区中山町☆丁目☆番☆号
日本自動認識システム株式会社
研究開発センター 第2グループ
ジャイサ 四郎

(四)連絡先
について記載

登録事項証明書等の返信用封筒も本書では免許事項証明書等返信用封筒と表現する。

9. 書類記載例と注意事項

(システム構成図⑤)

構内無線局のみ可。1局1装置の場合は不要。
陸上移動局は不可。

赤枠内必須事項

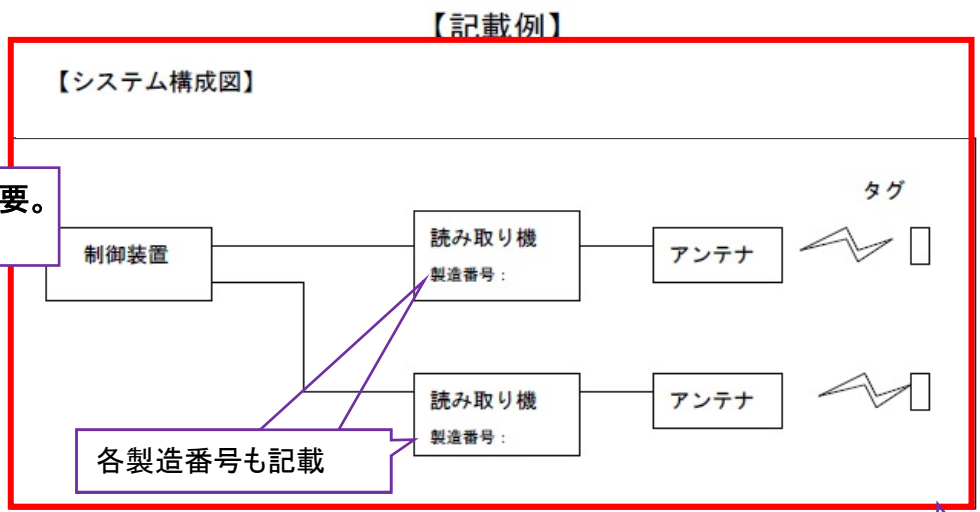
青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)



※一台の制御装置（PC等）の配下に複数の読み取り機を設置する場合、このシステム構成図を添付することで、「1局」として申請することができます（構内無線局に限ります）。

※制御装置からICタグまで、同一の構内（敷地内）にある必要があります。

※外部サーバー（クラウドサーバー）による制御では1局とはみなされません。

上記は制御パソコンに2台の読み取り機が接続されているので、2装置で1局を構成する場合の図。
 このような使い方の場合、「1局 2装置」となります。
 こういった使用方法の場合はこの図面を適宜お使いになるシステム構成にあわせて作成し、提出すること。
 なお、RFID端末のそれぞれが連動していて動作しており、それぞれ単独で動作する可能性がないことが条件。
 （主に据置タイプのみが認められる）
同一敷地内に制御装置がない場合は、それぞれ申請する必要有り。

構内無線局については、告示第381号(昭和61年5月27日)により、機能上一体となって1の通信系を構成するものである場合、2以上の送信設備を含めて単一の無線局として届け出可能。
 この場合は、システム構成図を作成し、1の通信系であることを確認できるように申請すること。

9. 書類記載例と注意事項

(委任状：代理人別法人⑥)

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

包括委任状というタイトルで2部送付し、返信用封筒を同封すると1部押印されたものが返却され、送付した総合通信局では、以降そのコピーを委任状の代わりにできる

提出又は投函する地域の総合通信局へ送付

包括委任状

関東総合通信局長 殿

代理人住所: 〒 220-0002
神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目
代理人名称: 株式会社JAISA
代理人氏名: 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

担当者 株式会社JAISA 総務課 ジャイサ 七郎
電話番号: * * * - * * * - * * * *
電子メールアドレス: g-jaisa@jaisa.co.jp

私は、上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ・委任期間: 委任状作成日から〇ヶ月間
(記載例: 令和〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日)
- ・委任事項: 電波法に基づく申請・届出に関する権限。
その他付随する業務

委任状作成日

令和元年6月2日

委任者住所: 〒101-0032
東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
委任者名称: 日本自動認識システム株式会社
委任者氏名: 代表取締役社長 ジャイサ 太郎

行政書士でない者が有償で申請を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるため注意すること

別法人の場合は代理人を代表取締役とすること

申請の内容に関する連絡先(書類に不備等があった場合の連絡先)

委任期間と代理人に委任する事項を具体的に記載

(一) 申請者について記載

9. 書類記載例と注意事項

無線局変更等申請(届出)書⑦

複数局をまとめて記載することが可能

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

変更前(免許記録または免許事項証明書に記載されている)の管轄の総合通信局へ送付

無線局変更等申請書・届出書
無線局免許記録変更届出書
無線局免許承継届出書
記載事項等変更届出書

九州総合通信局長 殿

提出日もしくは投函日を記載

令和元年10月30日

収入印紙貼付欄

収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記載

周波数、空中線電力、電波の型式等の変更を伴う、別型式の無線設備への取り替え、追加の場合

電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。 **同型式の無線設備の取り替え、追加の場合**

電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。 **周波数、空中線電力、電波の型式等の変更の場合**

電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)

電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。 **免許人の住所変更・会社名変更等の場合**

電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます(電波法施行規則第43条第1項及び第2項にあつては、免許記録に記載した事項の変更に係るものに限ります。)

無線設備の常置場所変更等の場合

また、上記の届出(免許記録に記載した事項の変更に係るものに限ります。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記載されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

書面申請で免許記録に変更がある場合は、別途「免許事項証明書の交付請求」をする必要があるため、「交付請求手数料(1枚分480円)」分の収入印紙が必要。印紙には割印をしないこと。印紙は重ならないように少し間隔を開けて貼付。

9. 書類記載例と注意事項

無線局変更等申請(届出)書⑦_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

1 申請(届出)者	
住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601

代理人	
住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

2 対象となる無線局に関する事項	
① 無線局の種別及び局数	構内無線局または陸上移動局 ●局
② 識別信号	
③ 免許の番号	九▼第◆◆◆◆号
④ 備考	【例】無線設備の常置場所変更

- 3 無線局免許承継に関する事項
- ① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称
 - ② 電波法第5条に規定する欠格事由
□有 □無
 - ③ 添付書類
□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
□相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

4 申請の内容に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

(一)申請者
について記載。
本店(登記上)
住所・法人等の
名称・代表者
氏名を記載。
法人又は団体の
場合は、法人
番号を記載
(不明の場合は
記載不要)。

代理人が提出
する場合のみ
(二)代理人
について記載。
委任状が必要。
申請者が申請
する場合は代理
人不要。

免許記録また
は免許事項証
明書に記載の
内容を記載し、
変更する局数
を記載

免許記録また
は免許事項証
明書に記載さ
れている免許
の番号を記載

変更内容を記載。
例)無線設備の常
置場所変更
例)免許人の住所
変更

(四)連絡先
について記載。
※日中連絡が
可能な連絡先
を記載。

9. 書類記載例と注意事項

変更時事項書及び工事設計書⑧

1局1枚ずつ記載が必要
(例:3局なら3枚必要)

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

1 枚目	無線局	ここにチェック	九〇第◆◆◆◆号
1 免許			
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		
3 無線局の種類コード			「LO」または「ML」
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由			【例】設備管理に利用するため
5 いずれかにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
6 住所	都道府県-市区町村コード 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号 電話番号(03) 5825-6651 フリガナホンジドウニンシシステムカブシキガイシャ 日本自動認識システム株式会社		
7 氏名又は名称及び代表者氏名			
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日 日 日 <input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> 常置場所 都道府県-市区町村コード 北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号		
場所又は常置場所	船舶名 主たる停泊港又は定置場		
12 移動範囲	基本コード [] 付加コード [] 基本コード [] 付加コード []		
13 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的		
14 通信事項コード			
15 通信の相手方			
16 識別信号			
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力			【例】G1D 916.8 918.0 919.2 920.4 MHz 1W
無線設備を変更した場合は、ここを記載			X×××-×××××× ?????
19 空中線	空中線型式等 高さ(m) 利得(dBi)		
20 附属装置		コード	補足事項
ここにチェック			
21 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
22 備考			

免許記録または免許事項証明書に記載されている免許の番号を記載

構内無線局は「LO」
陸上移動局は「ML」

(一) 申請者
について記載

【法人】法人名のみ

【団体】「団体名」+
「代表者役職名」+
「代表者氏名」

【個人】氏名

※免許人名の変更は、
登記簿謄本の添付が必要

(六) 変更後の
常置場所
について記載

使用する機器の
設計認証書または
技術基準適合証明書
を参考に記載

9. 書類記載例と注意事項

再免許申請書⑨_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

ここにチェック

2 電波法第5条に規定する欠格事由	
開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号) <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴 (同条第3項) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
3 免許又は再免許に関する事項	
① 無線局の種類及び局数	構内無線局または陸上移動局 ●局
② 識別信号	九▼第◆◆◆◆◆号
③ 免許の番号	令和元年 6月 30日
④ 免許の年月日	令和 4年 6月 30日
⑤ 希望する免許の有効期間	1W 1400円×●局+480円×証明書●通 =合計XXXX円
⑥ 備考	
4 電波利用料	
① 電波利用料の前納	前納申出が無の場合は毎年電波利用料の納入が必要
電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (電波法第18条第2項に規定する無線局を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (3 年)
② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)	
<input type="checkbox"/> 1の欄と同一のため記載を省略します。	
住所	都道府県-市区町村コード [千 540-0033 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ
5 申請の内容に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

送付先が本店(登記上)宛で届く場合はここにチェック

該当する方にチェック。
過去に電波法に違反した・処分された等に該当しない場合“無”にチェック。
免許記録または免許事項証明書に記載の内容と局数を記載
有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記載
2の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容を記載。複数局の場合「電力数申請手数料×局数+証明書交付請求手数料×通数=合計金額」を記載。
該当する方にチェック。「有」の場合、希望する期間をチェック。
変更がある場合に限り、(三)納入告知書類送付先について記載。個人名は指定できない。部署名まで記載。
(四)連絡先について記載。※日中連絡が可能な連絡先を記載。

9. 書類記載例と注意事項

免許局廃止届⑩_1

複数局をまとめて記載することが可能

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

免許記録または免許事項証明書に記載の総合通信局へ送付

無線局廃止届出書

提出日もしくは投函日を記載

令和 3年6 月30日

九州総合通信局長 殿

電波法第 22 条又は電波法第 27 条の 10 第 1 項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601
代理人	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南郷井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

(一) 申請者について記載。
本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。
法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

代理人が提出する場合のみ
(二) 代理人について記載。
委任状が必要。
申請者が申請する場合は代理人不要。

9. 書類記載例と注意事項

免許局廃止届⑩_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

2 無線局の廃止に係る事項

① 無線局の種類及び局数	構内無線局または陸上移動局	●局
② 識別信号		
③ 免許の番号	九▼第◆◆◆◆号	
④ 廃止する年月日	令和 3年 8月 14日	
⑤ 備考		

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

免許記録または免許事項証明書に記載の内容と局記載記載

廃止する年月日(未来日)を記載。

提出日の翌日でも構わないが、電波利用料が関係してくるので注意すること。いったん請求書が発行されると支払いが必要になる。

過去日の廃止はできない。

(四)連絡先について記載。
※日中連絡が可能な連絡先を記載。

- ・ [包括登録申請書⑪](#)
- ・ [開設届⑫](#)
- ・ [開設局変更届 ⑬](#)
- ・ [包括再登録申請書 ⑭](#)
- ・ [包括登録廃止届 ⑮](#)

下記は免許局必要書類一覧に記載

- ・ [免許事項証明書等返信用封筒④](#)
- ・ [（システム構成図⑤）](#)
- ・ [（委任状：代理人別法人⑥）](#)

9. 書類記載例と注意事項

包括登録申請書⑪_1

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

本店(登記上)がある地域を管轄している総合通信局へ送付

提出日もしくは投函日を記載

令和元年6月20日

関東総合通信局長 殿

収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記載

収入印紙貼付欄

ここにチェック

電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。←
無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。←
 また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

申請手数料は3,330円分の収入印紙が必要。印紙には割印をしないこと。印紙は重ならないように少し間隔を開けて貼付。

(一)申請者について記載。本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

代理人が提出する場合のみ(二)代理人について記載。委任状が必要。申請者が申請する場合は代理人不要。

1 申請者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601
代理人	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220 - 0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無

有 無

該当する方にチェック。
過去に電波法に違反した・処分された等に該当しない場合”無”にチェック。

9. 書類記載例と注意事項

包括登録申請書⑪_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

3 登録又は再登録に関する事項	
① 無線設備の規格	構内無線局または陸上移動局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国または設置可能性ある都道府県名
③ 周波数及び空中線電力	916.8 918.0 919.2 920.4 920.6 920.8 MHz 1W
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	令和 4年 6月 30日
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	●●局
⑧ 備考	

構内無線局か陸上移動局のどちらで申請するかを記載

設置または移動範囲を記載

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記載

開設見込み数を記載

2の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容を記載

(三) 納入告知書類送付先について記載。個人名は指定できない。部署名まで記載。

(四) 連絡先について記載。※日中連絡が可能な連絡先を記載。

4 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)	
□1の欄と同一のため記載を省略します。	
住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナ ケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

送付先が本店(登記上)宛で届く場合はここにチェック

5 申請の内容に関する連絡	
所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

9. 書類記載例と注意事項

別紙

それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を記載すること。申請受付から登録事項証明書が届くまで約3週間程度と想定し、早めに申請すること。

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記載

開設の目的を記載

1 法人団体個人の別	□法人 □団体 □個人	
2 住所	都道府県-市区町村コード ()	
	〒 (-)	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
	電話番号 () -	
4 運用開始の予定期日	令和 元年 7月 20日	
5 希望する登録の有効期間	令和 4年 6月 30日	
6 開設の目的	【例】設備管理に利用するため	
7 無線設備の常置場所	都道府県-市区町村コード ()	
	〒 (-)	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
	空中線の利得 指向方向	
9 備考		

包括登録申請書⑪_3

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

9. 書類記載例と注意事項

開設届⑫_1

複数局をまとめて記載することが可能

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

常置場所の地域を管轄している通信局へ送付

提出日もしくは投函日を記載

登録局の開設又は変更届出者

令和元年7月30日

九州総合通信局長 殿

ここにチェック

- 電波法第 27 条の 34 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第 27 条の 35 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220 - 0002) 神奈川県横浜市西区南青井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

(一)申請者について記載。
本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。
法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

代理人が提出する場合のみ
(二)代理人について記載。
委任状が必要。
申請者が申請する場合は代理人不要。

9. 書類記載例と注意事項

開設届⑫_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

2. 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	関括▼第■■■号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和元年 7月 20日
③ 運用開始の期日	令和元年 7月 20日
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード [] 福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号
⑤ 移動範囲	【例】全国
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	【例】①001-★★★★, ②002-★★★★
無線設備の製造番号	【例】①1234567~1234569, ②1234571
空中線の利得	
指向方向	
⑦ 開設した無線局数	●局
⑧ 備考	

3. 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

登録記録または事項証明書記載の内容を記載

今回分の無線機を使用した日を記載。
届出はこの日から15日以内に提出すること。

(五) 無線局の常置場所について記載

使用する機器の設計認証書または技術基準適合証明書を参考に記載

今回の開設局数を記載

(四) 連絡先について記載。
※日中連絡が可能な連絡先を記載。

9. 書類記載例と注意事項

開設局変更届⑬_1

変更前の管轄の総合
通信局へ送付

提出日もしくは投函日を記載

登録局の開設又は変更届出書

令和 元10月30日

九州総合通信局長 殿

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

ここにチェック

電波法第 27 条の 34 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。
電波法第 27 条の 35 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220 - 0002) 神奈川県横浜市西区南青井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

(一)申請者について記載。
本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。
法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)

代理人が提出する場合のみ
(二)代理人について記載。
委任状が必要。
申請者が申請する場合は代理人不要。

9. 書類記載例と注意事項

開設局変更届⑬_2

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項	
① 登録の番号	関括▼第■■■号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和元年 10月 29日
③ 運用開始の期日	令和元年 10月 29日
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号
⑤ 移動範囲	【例】全国（登録記録に記載された移動範囲）
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	【例】002-△□□□□□□
無線設備の製造番号	【例】A1234567
⑦ 開設した無線局数	●局
⑧ 備考	【例】無線設備1局が破損したため取り替える 技適番号 001-A□□□□ → 002-△□□□□□□ 製造番号 1234567 → A1234567.....
3 届出の内容に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

無線設備の常置場所を変更した場合は、ここを記載

無線設備を取り替えた場合、ここを記載

登録記録または事項証明書記載の内容を記載

無線機を変更した日を記載

(六) 変更後の常置場所について記載

使用する機器の設計認証書または技術基準適合証明書を参考に記載

今回、変更した無線局数を記載

変更した内容の概要を記載

(四) 連絡先について記載。
※日中連絡が可能な連絡先を記載。

9. 書類記載例と注意事項

包括再登録申請書⑭_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

(七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	構内無線局または陸上移動局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国または都道府県名
③ 周波数及び空中線電力	916.8、918、919.2、920.4、920.6、920.8MHz 1W
④ 登録の番号	関括▼第■■■号
⑤ 登録の年月日	令和元年 6月 30日
⑥ 希望する登録の有効期間	令和 9年 6月 30日
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	●●●局
⑧ 備考	

登録記録または登録事項証明書に記載の内容を記載

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記載

再登録後の期間で、使用する無線局の見込み数を記載

4 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒(540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナ ケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

送付先が本店(登記上)宛で届く場合はここにチェック

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイイチグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

変更がある場合に限り、(三)納入告知書類送付先について記載。個人名は指定できない。部署名まで記載。

(四)連絡先について記載。※日中連絡が可能な連絡先を記載。

9. 書類記載例と注意事項

包括登録廃止届⑮_1

複数局をまとめて記載することが可能

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

個別に指定して廃止する場合は常置場所を管轄している総合通信局へ送付。全局廃止する場合は登録記録または登録事項証明書記載の総合通信局へ送付。

九州総合通信局長
または
関東総合通信局長

登録局廃止届出書

提出日もしくは投函日を記載

令和 3 年 8 月 30日

電波法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎
法人番号	1010005016601
代理人	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ ジャイサ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサジロウ 株式会社JAISA 代表取締役社長 ジャイサ 次郎

(一)申請者について記載。本店(登記上)住所・法人等の名称・代表者氏名を記載。法人又は団体の場合は、法人番号を記載(不明の場合は記載不要)。

代理人が提出する場合のみ(二)代理人について記載。委任状が必要。申請者が申請する場合は代理人不要。

9. 書類記載例と注意事項

包括登録廃止届⑮_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

- (一) 申請者
- (二) 代理人
- (三) 納入告知書類送付先
- (四) 連絡先
- (五) 無線局の常置場所
- (六) 変更後の常置場所
- (七) 代理人会社担当者

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

2 登録局の廃止に係る事項

① 廃止した年月日	令和 3年 8月 14日
② 登録の番号	関括▼第◆◆◆◆号
③ 無線設備の製造番号	【例】1234567
④ 包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨	全局廃止

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

(四)連絡先について記載。
※日中連絡が可能な連絡先を記載。

廃止した年月日(過去日)を記載。

電波利用料が関係してくるので注意すること。いったん請求書が発行されると支払いが必要になる。

未来日での廃止はできない。

登録記録または登録事項証明書に記載の内容を記載

登録している無線機を指定して廃止する場合は③に廃止する無線機の製造番号又は識別信号を記載。

登録している全ての無線機を廃止する場合は④を記載。

但し全局廃止をした場合、登録の番号も廃止されるので注意すること。

無線従事者制度、主任無線従事者制度は総務省の下記webサイトに情報がありません。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/operator/>

無線従事者制度の概要

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/jyujisha/seido/index.html>

その他のwebサイトより

Q:無線従事者制度とは？

A:「無線従事者」とは、無線設備を操作したり監督をしたりするために総務大臣の免許を受けたものをいいます。無線設備の操作を誤ると他の重要な通信に混信や妨害を与えることになるため非常に危険です。

このため携帯電話やパーソナル無線など一部の簡易な無線設備以外の無線設備を操作する場合に無線従事者の資格が必要となり、もし無資格で操作すると電波法違反で罰せられます。

ただし、資格が必要な無線設備でも、[主任無線従事者](#)の監督を受ければ無資格者でも操作が可能となります。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/juujisha/001.html> (近畿総合通信局)

Q:主任無線従事者制度とは？

A:無線従事者の資格を持っている人でなければ行ってはならないとされている無線設備の操作を主任無線従事者の監督の下であれば無線従事者の資格を持っていない人であっても操作することができるようにしたものです。

無線局の免許人は、主任無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととなっています。また、選任の届出をした免許人は、選任の日から6ヶ月以内に、その後は5年以内ごとに主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければなりません。(法第39条)

<https://www.nichimu.or.jp/shunin-kunren/faq/index.html> (公益財団法人 日本無線協会) 一部抜粋 46

920MHz帯RFIDの無線従事者の選任については下記webサイトに情報が 있습니다。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/system/ml/920mhz/index.htm>

下記一部抜粋

4.1 無線従事者の選任について

920MHz帯の免許局及び登録局については、適合表示無線設備を使用する限りにおいては、一部を除き無線従事者の資格を要しない簡易な操作を行う無線局に該当するため、基本的には無線従事者の選任は不要ですが、陸上移動局のうち、キャリアセンスを備え付けていないものについては適合表示無線設備であっても、当該簡易な操作を行う無線局には該当しないため、開設時に総合無線通信士、陸上無線技術士又は陸上特殊無線技士（国内電信級陸上特殊無線技士を除く）を有した者を無線従事者として選任することが必要となります。

（注）

- ・ 陸上移動局のうち、キャリアセンスを備え付けていないもの：陸上移動局免許局
- ・ 総合無線通信士：第一級～第三級 総合無線通信士
- ・ 陸上無線技術士：第一級、第二級 陸上無線技術士
- ・ 陸上特殊無線技士：第一級～第三級 陸上特殊無線技士

下記webサイトに無線従事者資格一覧の情報が 있습니다。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/capacity/index.htm>

包括登録申請だけでは、無線局はご利用できません。

無線局登録事項証明書を受領後、無線局の開設（利用開始）から15日以内に、開設届の提出が必要です。

開設届の提出を忘れると、法令違反となりますので、必ず開設（利用開始）後に提出をお願いします。

構内無線局の使用は、構内（建物や敷地の中）に限られます。

マラソン大会などで路上で使用することはできません。

また、車両などでの移動しながらの使用もできません。

使用されますと法令違反となります。

（注）上記の利用の場合は、陸上移動局をお選びください（全国移動が可能なため、常置場所の変更届の必要がありません）。

構内無線局（登録局）のレンタル業者の方は、運用の特例届の提出が必要です。
詳しくは下記を参照してください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/youshiki.html#t1>

構内無線局（免許局）のレンタルはできません。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000280374.pdf

レンタルに関しては、陸上移動局も同様です。

Q1:日本で技術基準適合証明を受けたリーダライタは、海外で使用できますか？

A1:使用することはできません。使用する国の電波法に従い、許可を得たリーダライタを使用してください。

Q2:日本で海外用のリーダライタを免許・登録申請して使用できますか？

A2:日本の電波法に合致しないリーダライタは日本国内で電波を出すことができず、申請もできません。

Q3:構内無線局が使用できない場所はどのようなところですか？

A3:住所がない場所では使用できません。例えば、公的場所（道路、公園等）などです。

Q4:トラック等に陸上移動局（免許局）を搭載して運用したいのですが、どうすればよいですか？

A4:無線従事者の資格が必要です。詳細は各総合通信局に確認してください。

Q5:構内無線局および陸上移動局をドローンやアドバルーンへ装着して使用可能ですか？

A5:構内無線局および陸上移動局の解釈として当たるものがないため、使用は不可です。

Q6:第三級陸上特殊無線技士とは、どのような資格ですか？また、取得するにはどうすればよいですか？

A6:陸上で利用する無線局の操作を行うための国家資格の一種であり、陸上移動局の免許局やタクシー無線を使う際に届け出る無線従事者資格のひとつです。

取得するには公益財団法人日本無線協会が実施する「国家試験」を受験して合格するか、「養成課程講習会」と呼ばれる国の認定を受けた講習会を受講して「修了試験」に合格する必要があります。

Q7:申請書の記載枠に書ききれない場合は、どうすればよいですか？

A7:改行等で記載枠を広げて記載してください。別紙を追加してもかまいません。

Q8:申請書の収入印紙の注意点は何か？

A8:収入印紙は重ならないように少し間隔を開け、割印等せずに貼ってください。

(注) 印紙税納付計器による納付印又は都道府県が発行している収入証紙は使用できません。

収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記載してください。

Q9:設置場所と常置場所の違いは何ですか？

A9:設置場所は移動できない無線局（通常の携帯電話基地局等）に対しての場所であり、常置場所は移動できる無線局に対しての場所となります。

よってリーダライタは通常、常置場所となります。

Q10:陸上移動局の常置場所はどこにすればよいですか？

A10:免許人・登録人が存在する場所で、リーダライタを主に置いている住所です。

(注) 免許人・登録人が引っ越し等で常置場所からいなくなった場合は変更申請（届）もしくは廃止届が必要です。

Q11:リーダライタを増設し、登録事項証明書に記載されている登録の番号で開設届を出したところ、総合通信局から無線設備番号(技術基準適合証明番号)が異なると指摘されました。何が違うのですか？

A11:新規リーダライタが登録局ではなく、免許局である場合、開設届ではなく、免許局の申請書類を提出する必要があります。詳細は[本書P.7](#)をご確認ください。

Q12:免許局・登録局の再免許・再登録のお知らせ文書などの通知が来ますか？

A12:通知はないので、ご自身で再免許時期を管理してください。

Q13:届いた免許事項証明書等はどうすればよいですか？

A13:無線設備の常置場所に備え付けておかなければなりません。陸上移動局の場合は送信装置のある場所も可。書面の免許状等のスキャナ保存は廃止※になりました。※経過措置として、施行日より前にスキャンした写しを備え付けている無線局等は、施行日から5年は対応可能です。

<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/proc/diglic/001.pdf>

Q14:構内無線局を陸上移動局に変更することは可能ですか？

A14:可能です。構内無線局を廃局し、その後、申請してください。変更時に免許、登録が切れないようにする場合は、各総合通信局に相談してください。

Q15:機器を修理した場合どうすればよいですか？

A15:機器の認証番号やシリアル（製造）番号が変わる場合は変更申請（届）を提出してください。

Q16:包括登録の有効期限内に見込み数を超える場合はどうすればよいですか？

A16:見込み数を超える場合は、包括登録申請した通信局へ相談してください。

Q17:免許局の再申請をしたけど、まだ免許事項証明書等が届かないのですが？

A17:現免許の有効期限満了の1ヶ月以内に発送されます。登録局も同様です。

Q18:再申請期限を過ぎてしまいましたが、どうすればよいですか？

A18:再申請ではなく新規申請してください。

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/rfid_houkatsutouroku.html#jump_2

Q19:包括登録の再申請の際、開設届を再度提出する必要はありますか？

A19:必要ありません。

Q20:包括登録の再申請の際、見込み数を変更することは可能ですか？

A20:変更可能です。再登録期間内に開設される見込み数（既開設局＋今後の見込み数）を記載してください。

Q21:陸上移動局免許局の再申請の際、無線従事者選任届を再度提出する必要はありますか？

A21:必要ありません。変更があった時に提出してください。

その他、総務省の下記webサイトもご参照ください。

よくあるご質問（免許状等のデジタル化）

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/diglic/faq/index.htm>

最長5年
間有効

1局毎
に必要

総合通信局

免許申請 (LBTなし)

ア. 免許申請



イ. 免許事項証明書の発給

常置場所を設定



以下 免許事項証明書の発給後
機器 使用可能

ウ. 電波利用料の請求書送付



エ. 電波利用料の納付



以下 必要あれば

オ. 変更申請(届)

or 廃止届

or 再免許申請を提出



申請者

代表取締役
又は
代理人
(要委任状)

登録申請 (LBTあり)

ア. 包括登録申請



イ. 登録事項証明書の発給

使用する都道府県、局数を設定
(問題がなければ15日以内)



以下 登録事項証明書の発給後
機器 使用可能

ウ. 開設届を提出

◆開設から15日以内



エ. 電波利用料の請求書送付



オ. 電波利用料の納付



以下 必要あれば

カ. 変更届

or 廃止届

or 再登録申請を提出



総合通信局

最長5年
間有効

1局毎
に必要

免許制度	免許局			登録局		
	費用	必要書類※7	申請場所	費用	必要書類※7	申請場所
申請時	3,930円／1局※8 (電子申請 2,100円／1局) ※9	<ul style="list-style-type: none"> ・免許申請書① ・事項書及び工事設計書② ・【陸のみ】無線従者選任届③ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局	3,330円※8 (電子申請 1,950円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・包括登録申請書⑪ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	本店(登記上)がある地域を管轄している総合通信局
開設時	上記に含まれる	上記に含まれる	上記に含まれる	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・開設届⑫ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局
電波利用料(年間)	300円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払	290円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払
使用場所変更時	陸上移動局: 不要 構内無線局: 480円※8	陸上移動局: 不要 構内無線局: <ul style="list-style-type: none"> ・無線局変更申請(届)書⑦ ・事項書及び工事設計書⑧ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	陸上移動局: 不要 構内無線局: 変更前 の(免許記録または免許事項証明書に記載されている)管轄の総合通信局	不要	陸上移動局: 不要 構内無線局: <ul style="list-style-type: none"> ・開設局変更届⑬ ・(委任状⑥) 	陸上移動局: 不要 構内無線局: 変更前 の地域を管轄している総合通信局
再申請時	1,880円／1局※8 (電子申請 1,050円／1局) ※9	<ul style="list-style-type: none"> ・再免許申請書⑨ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	免許記録または免許事項証明書に記載の総合通信局	2,130円※8 (電子申請 1,050円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・包括再登録申請書⑭ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	登録記録または登録事項証明書に記載の総合通信局
廃止時	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・免許局廃止届⑩ ・(委任状⑥) 		不要	<ul style="list-style-type: none"> ・包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥) 	

費用は変更する可能性があるため、都度ご確認ください。
(電波利用料は少なくとも3年ごとに見直し)

※7：括弧書きの書類は必要に応じて準備する
 ※8：免許事項証明書等交付請求手数料(480円)含む
 ※9：免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。(＋440円)

免許制度	免許局			登録局		
	費用	必要書類※7	申請場所	費用	必要書類※7	申請場所
申請時	3,930円／1局※8 (電子申請 2,100円／1局)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・【構】免許局廃止届⑩ ・【陸】免許申請書① ・【陸】事項書及び工事設計書② ・【陸】無線従者選任届③ ・【陸】免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局	3,330円※8 (電子申請 1,950円)※9	<ul style="list-style-type: none"> ・【陸】包括登録申請書⑪ ・免許事項証明書等返信用封筒④ ・(委任状⑥) 	本店(登記上)がある地域を管轄している総合通信局
開設時	上記に含まれる	上記に含まれる	上記に含まれる	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●全局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑫ ・(委任状⑥) 	登録記録または登録事項証明書に記載の総合通信局
					<ul style="list-style-type: none"> ・【陸】開設届⑬ ・(委任状⑥) ●各局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑫ ・【陸】開設届⑬ ・(委任状⑥) 	常置場所の地域を管轄している総合通信局

費用は変更する可能性があるため、都度ご確認ください。
(電波利用料は少なくとも3年ごとに見直し)

※7：括弧書きの書類は必要に応じて準備する
 ※8：免許事項証明書等交付請求手数料(480円)含む
 ※9：免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。(＋440円)

RFID機器の仕様、性能、設置・運用等に関し、設計・製造業者、及び専門業者と第三者との間に紛争が生じた場合には、あくまで当事者間で解決を図ることとし、（一社）日本自動認識システム協会は当該紛争に関し、一切責任を負わないものとする。

RFID技術グループ 無線局申請ガイドライン作成WG

	会社名（順不同）	委員名（敬称略）
座長	大日本印刷（株）	山田
委員	（株）サイレンスネット	三上
委員	（株）RFIDアライアンス	小林
委員	（株）ヴェスト	伊藤
委員	高圧ガス工業（株）	木村
委員	高圧ガス工業（株）	児玉
委員	サトーホールディングス（株）	吉田
委員	（株）デンソーウェーブ	渡辺
委員	凸版印刷（株）	太田
委員	（一財）流通システム開発センター	浅野
事務局	（一社）日本自動認識システム協会	後藤
事務局	（一社）日本自動認識システム協会	西村

RFID技術グループ 無線局申請ガイドライン改訂WG

	会社名（順不同）	委員名（敬称略）
WG長	大日本印刷（株）	山田
委員	SGシステム（株）	内村
委員	（株）サイレンスネット	三上
委員	（株）ヴェスト	伊藤
委員	（株）ヴェスト	牛坊
委員	（株）デンソーエスアイ	渡邊
委員	伯東（株）	高橋
委員	（株）サトー	荒尾
委員	東京吉岡（株）	会田
委員	TOPPANデジタル（株）	太田
委員	アビームコンサルティング（株）	紀伊
委員	GS1 Japan	佐藤
委員	GS1 Japan	笹瀬
事務局	（一社）日本自動認識システム協会	小西

令和元年12月	初版	(Ver.1.0)発行
令和4年3月	第2版	(Ver.2.0)発行
令和7年2月	第3版	(Ver.3.0)発行
令和8年3月	第3.1版	(Ver.3.1)発行

発行者：一般社団法人 日本自動認識システム協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-9-5 FKビル7F
TEL 03-5825-6651 (代表) FAX 03-5825-6653
HP <https://www.jaisa.or.jp/>

作成者：RFID技術グループ 無線局申請ガイドライン作成WG

お願い

本書は、（一社）日本自動認識システム協会（JAISA）の著作物です。
無断での掲載、転載、配信等に関しましては、ご遠慮願います。